

4. 執行機関

(4) 長の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	選挙管理委員会の決定の内容		決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する 審査請求の有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定 に該当すると 決定したもの	兼業禁止規定 に該当しないと 決定したもの			審査請求の結果	出訴の結果		
青森県	鱒ヶ沢町		○	長が役員となっていた法人は、地方自治法第142条にいう「主として同一の行為をする法人」に当たらないため。	H28.3.28	無		無	
計	1団体	0件	1件			0件		0件	

(5) 副知事・副市町村長の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

(6) 委員の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>